

霧島市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱を次のように定めた。

霧島市長 中重 真一

霧島市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域猫活動及びTNR活動（以下「地域猫活動等」という。）の取組を推進するため、飼い主のいない猫の不妊去勢手術を実施しようとする団体に対し、予算の範囲内において、霧島市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、霧島市補助金等交付規則（平成17年霧島市規則第53号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 動物の所有者又は占有者（動物の飼養又は保管をする者）のいない猫をいう。
- (2) 地域猫活動 地域住民の理解を得た上で、地域に住み着いた飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施し、一代限りの命を全うするまで適切に飼養管理を行っていく活動をいう。
- (3) TNR活動 飼い主のいない猫を対象に、捕獲し、不妊去勢手術を行い、元の場所へ返す活動のことをいう。
- (4) 不妊去勢手術 雄の精巣の摘出、雌の卵巣及び子宮の摘出をいう。
- (5) 耳カット 不妊去勢手術を受けた猫を識別するために、耳の先端をV字等にカットすることをいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象団体」という。）は、次に掲げる全

ての要件を満たす団体とする。

- (1) 住所の異なる2人以上の成人で構成していること。
- (2) 構成員は、本市に住所を有し、市税等の滞納がない者であること。
- (3) 団体には名称があり、代表者が設けられていること。
- (4) 設立目的が公益性を有し、営利目的でないこと。

(補助対象となる猫)

第4条 補助対象となる猫は、本市に生息する飼い主のいない猫であつて、次の各号のいずれにも該当しない猫とする。

- (1) 新たな飼い主(里親)に譲渡する予定の猫
- (2) 飼い猫となる予定の猫
- (3) 補助金の交付申請前に既に不妊去勢手術を受けている猫
- (4) その他市長が適当でないとして認めた猫

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、不妊去勢手術(耳カット含む。)に要する経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合計額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、雄の去勢手術においては1頭につき5,000円を、雌の不妊手術においては1頭につき10,000円を上限とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 団体構成員名簿(第3号様式)
- (3) 誓約書(第4号様式)
- (4) 飼い主のいない猫が生息する場所を確認することができる見取図
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により補助金交付申請があつたときは、その内容を精査し、速やかに補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付することを決定したときは、補助金交付決定通知書(第5号様式)により、交付しないことを決定したときは、その理由を付してその旨を補助金不交付決定通知書(第6号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の内容変更)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助金交付決定者」という。)は、補助事業の内容等を変更しようとするときは、補助金変更交付申請書(第7号

様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業変更計画書(第8号様式)
- (2) その他市長が必要と認める書類
(補助事業の内容変更の決定)

第10条 市長は、前条の規定により補助金変更交付申請があったときは、その内容を精査し、速やかに補助金の変更交付を決定し、その旨を補助金変更交付決定通知書(第9号様式)により補助金交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助金交付決定者は、補助事業完了した日から1月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに補助金実績報告書(第10号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業実施報告書(第11号様式)
- (2) 不妊去勢手術費用の領収書
- (3) 猫の顔及び耳カット部分がはっきりとわかる不妊去勢手術前後の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の補助金実績報告書の提出があったときは、その内容を精査し、不妊去勢手術が適正に行われたと認めるときは、速やかに補助金の額を確定し、補助金確定通知書(第12号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第13条 前条の規定により補助金確定通知書を受けた者は、補助金の交付請求をすることができる。

- 2 補助金の交付を請求しようとする者は、補助金交付請求書(第13号様式)により、市長に請求しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第14条 市長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金に係る交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の返還を命ずることができるものとする。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- 2 市長は、前項の規定による交付決定の取消しを決定したときは、補助金交付決定取消し通知書(第14号様式)により、補助金交付決定者に対して通知しなければならない。

(検査等)

第15条 市長は、補助事業の適正な遂行を図るために必要と認めるときは、補助金を交付した団体に対し、随時調査及び指導を行い、報告又は資料の提出を求めることができる。

(免責)

第16条 市は、本事業を活用して行われた地域猫活動、TNR活動及び関係する住民や団体、動物病院等との間に生じた事故、費用等について、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。